

2010年5月20日

東京弁護士会 御 中

## 人 権 救 済 申 立 書

申立人 ●●●●

申立人代理人 清 水 勉

〒160-0003 東京都新宿区本塩町12番地  
四谷ニューマンション309 さくら通り法律事務所  
弁護士 清 水 勉  
電話 03(5363)9421 FAX 03(5363)9856

### 第 1 申立の趣旨

#### 1 警視庁万世橋署の警察官らの人権侵害

- (1) 申立人に対する職務質問は、法定の要件（「異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑われる相当な理由」）を欠く違法なものであり、人権侵害である。
- (2) 警察官が申立人のバッグを開け、内容を調べ、十徳ナイフを取り出したことは、任意捜査の限界を明らかに超えており、人権侵害である。
- (3) 軽犯罪法第1条第2号に該当しないことが明白であるにもかかわらず、申立人を被疑者として扱ったことは人権侵害である。
- (4) 申立人の意思に反して、同人を交番内に連行したことは、不当に人身の自由を奪うものとして、人権侵害である。
- (5) 交番内で5、6名の警察官が申立人を取り囲み、申立人が退出できないようにしたことは、違法な逮捕行為であり、人権侵害である。

- (6) 申立人を無理やりパトカーに乗せ、万世橋署に連行したことは、不当に人身の自由を奪うものとして、人権侵害である。
- (7) 「言いたくない事はいわなくてもいいが、嘘をつけば帰れなくなる」と脅し、同じことを幾度も聞き、「さっきと言っていることが違う」と厳しい口調で言う取調べは、いつでも自由に退席できる状況での取調べとは言えず、不当な身柄拘束による取調べであり、不当に人身の自由を奪うものとして、人権侵害である。
- (8) 申立人に十徳ナイフの所有権放棄をさせたことは任意になされたものとは言えず、違法な財産権の侵害である。
- (9) 軽犯罪法第1条第2号に該当しないことが明白であり、かつ、申立人が強く拒否しているにもかかわらず、申立人について被疑者としての指紋採取及び顔写真撮影を行ったことは、違法な人格権乃至肖像権侵害である。警視庁はその責任において申立人の指紋及び顔写真のデータを抹消すべきである。
- (10) 微罪事件にすらならない行為を事件に仕立て上げ、申立人が拒んでいるにもかかわらず、申立人の妻に犯罪行為として告知したことは、申立人の名誉を不当に害するものであり、人権侵害である。
- (11) 東京区検察庁へ事件送致したことを申立人に告知しなかったことは人権侵害である。
- (12) 加害警察官らを申立人に対して謝罪させないことは人権侵害である。

## 2 検察官による人権侵害

- (1) 申立人が犯罪の成立及び警察の捜査方法について抗議していることが明白であり、検察官の取調べの際に説明したい事実があることが明らかであるのに、担当検察官が申立人に対して事件が送検されていることを告知しないで不起訴処分（起訴猶予）にしたことは、「嫌疑なし」「嫌疑不十分」の事実認定を受けるための弁解の機会を奪ったものであり、人権侵害である。

- (2) 担当検察官が申立人を不起訴にしたのに、そのことを申立人に連絡しなかったことは人権侵害である。
- (3) 担当検察官が申立人に不起訴理由を書面で連絡しないのは人権侵害である。
- (4) 申立人に不起訴記録を閲覧させないのは人権侵害である。

## 第2 事実経過

### 1 万世橋署警察官らによる人権侵害

一昨年11月24日午後2時半頃、申立人は、買い物で東京の秋葉原を歩いていたときに、後ろからひとりの警察官(A)(※以下、申立人の記憶に基づき、警察官別にA乃至Fの記号をつけた。)に声をかけられ、いきなり荷物を見せるよう言われた。職務質問の要件(「異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑われる相当な理由)を明らかに欠いていた。警察官は申立人に鞆を交付させ、鞆を開け、中から十徳ナイフを取り出した。警察官は、「長さが6センチを超えると違法だ」といいながら、ナイフの刃渡りを測り始め、「6.8センチ」と言ったが、申立人には確認させなかった。後日、申立人が同じ物を買って確認したところ、刃渡りは5.2センチメートルしかなかった。警察官の説明した基準によったとしても軽犯罪法違反にさえ該当しないことが、事後に明らかになった。警察官は嘘をついて軽犯罪法違反に仕立て上げたのである。このような行為が軽犯罪法第4条違反であることは明らかである。

警察官は、「交番に来てもらうことになる」と言い、拒否する余裕を与えず、すぐ近くの交番に行くことを強要した。

申立人が交番内に入ると、5～6人の警察官に取り囲まれ、外に自由に出られる状態ではなかった。事実上の身柄の拘束であり、逮捕行為である。

申立人は、身分を確認するものを示すよう言われ、身分証などを提示し、身分を証明したが、帰ることを許されなかった。警察官(B)は「警察署までパトカーで連行する。時間は多少かかる」と言った。申立人は何が何だか理解できず混乱する

中で、「とりあえず自宅に電話をさせてください」と頼んだが、当初拒否され、その後何度か頼んで、やっと電話をさせてもらった。

しばらく経つとパトカーが来て、パトカーに乗せられ、後部座席中央に座らされ、両脇に警察官、運転席、助手席に警察官、計4人の警察官に囲まれて、万世橋警察署へ連行された。

警察署に着くと、取調室に連れて行かれ、調書を取り始めた。警察官(C)は「言いたくない事はいわなくてもいいが、嘘をつけば帰れなくなる」と脅した。申立人は、混乱する中、できるだけ正直に話したが、同じことを幾度も聞き返され、「さっきと言っていることが違う」と厳しい口調で言われた。

申立人が十徳ナイフを所持していたのは、十徳ナイフにはドライバーなどが付いていて電子部品などを購入したときにすぐにその場で正常に動くかどうかを点検するのに便利だからであって、ナイフで人を傷つけることが目的だったわけではない。軽犯罪法第1条第2号の「正当な理由がなくて」の要件を欠く。申立人がそのことを説明しても、警察官(C)は、ナイフの先の部分を手に突きつける様に見せて、「こう突けば十分させますよね?」と言い、申立人の説明に耳を傾けなかった。また、申立人は十徳ナイフを隠し持っていたわけではなく、ふつうに鞆に入れていたに過ぎない。人を直ぐ殺傷できるようにポケット内に忍ばせていたというのとは全く異なる、常識的な行為である。この点は軽犯罪法第1条第2号の「隠して携帯していた」の要件を欠く。この点も警察官らは無視した。軽犯罪法第4条違反は明白である。

申立人が、秋葉原にはハードディスク(パソコンの部品)を売りに来たこと、じゃんぱら(という店)で査定中だったこと、その間にいろいろ散策していたこと、主にパーツショップや家電店を見て廻っていたことを説明しても、警察官(C)は「それだけではないだろう」と嫌疑をかけ続けた。何が何でも犯罪に仕立て上げようという態度だった。

十徳ナイフは申立人の所有物であるが、警察官(D)は、「所有権放棄しないと、

また、来てもらうことになる」と言った。申立人は、十徳ナイフが高価品でなかったことから、再度、警察署に来ることを考えれば所有権を放棄した方が楽だと考え、所有権を放棄した。

その後、申立人は警察官（E）に無理やり、指紋を採取され、顔写真を撮られた。犯罪が成立しないことは明らかであるから、そもそも申立人に対してこのような要求をすること自体が違法である。しかも、とられる前に、申立人が警察官（C）に「そこまでは勘弁してもらえませんか」と何度もお願いし、明確に拒否しているにもかかわらず、警察官（C）は「警察官も全員とっている。とれば帰れる」と言い、別の警察官が指紋採取の部屋へ連行し、警察官（E）が申立人の腕を押さえつけて指紋を採取した。顔写真を撮影するときも、申立人の同意を求めることさえせず、「じゃあ、写真を撮るからそこへ立って」と言っただけで、プレートを持たせてカメラの前に立たせ、申立人の顔写真を撮影した。これで、申立人の指紋と顔写真のデータは警察で犯罪者の照合のために半永久的に使いまわされることになった。

最後に、警察官（F）は申立人に、「家族に迎えに来てもらえないと帰せない」と言った。申立人が「小さな子供がいるので妻に来てもらうこともできない。父も高齢である」と言うと、申立人の電話で妻に連絡をして、やっと解放してもらえることになった。

取調べ終了後、警察官（C）は申立人に、「前科はつくが、職場に連絡はしないからバレない。履歴書に書いても書かなくても調べようが無いし、警察は言わないから安心しろ。1年経てば前歴になるが記録は一生消えない」と言い、万世橋署の玄関で申立人は解放された。

以後、万世橋署から申立人への連絡等は一切ない。東京区検へ送検したことの連絡もなかった。

## 2 東京区検察庁の対応

申立人が犯罪の成立及び捜査の適法性を強く争っていることが明白な事件であ

るにもかかわらず、検察官は、申立人に送検事実を伝えず、弁解の機会を与えず、不起訴処分（起訴猶予）とした。

東京区検は、申立人に不起訴の通知をせず、その後交付した不起訴処分告知書に不起訴理由を記載しなかった。不起訴記録を被疑者であった申立人に閲覧させない。

### 3 申立人代理人の対応

本年2月12日、申立人代理人は、万世橋署に対して、上記捜査に関する申入れ書（資料1）を送り、①通知人に対する職務質問、②犯罪の成否、③逮捕行為の問題性、④不当な被疑者取調べ、⑤指紋の採取・顔写真の撮影、⑥十徳ナイフの所有権放棄、⑦事件処理について質問し、①謝罪、②十徳ナイフの返還、③指紋及び顔写真データの抹消、④前科記録の抹消を請求した。

これに対して、同年3月16日、万世橋署は申立人代理人に、「調査の結果、当署員の職務質問及び捜査手続に不適切な点は認められませんでした。なお、事件は、東京区検察庁に送致しております。」と書いた苦情処理結果通知書（資料2）を送って来た。

### 第3 職務質問の草刈り場＝秋葉原

秋葉原は、連続殺傷事件以降、警視庁の警察官にとって、職務質問、被疑者としての指紋採取及び顔写真撮影の草刈り場になっている（資料3）。

警察官は、抵抗しそうなおとなしそうな風体の男性を狙って、職務質問をかけ、所持しているバッグを開けさせ、あるいは開け、所持品を物色することを日常生活にしている。

安全な街づくりの名において人権侵害が日々量産されている。それが秋葉原の現実である。ここで警察官らは楽をして、職務質問というノルマをこなし、嘘をついても犯罪に仕立て上げ（申立人への対応が異例中の異例であれば、当然、警視庁は申立人に謝罪するはずである。）、被疑者としての指紋採取と顔写真撮影のノルマ

もこなす。

検察は、そのような違法捜査の事件を不起訴＝起訴猶予、すなわち、犯罪は成立しているが公開裁判には持ち込まないという形にして、警察の犯罪検挙実績になるようにしつつ、表沙汰にならないようにしてやっている。不起訴記録は被疑者本人にも開示されないことが、この構造を完璧なものにしている。

申立人に対する人権侵害は、警察と検察の上記のような日常的な関係があつてこそ平然と行なわれるうるものなのである。